

喫煙者に便宜を図る国からの転換が 100年ぶりに見え始めた

受動喫煙防止への見方が
昨年7月下旬から変わった

受動喫煙を防止するための対策強化を盛り込んだ「健康増進法」改正案が、昨年7月、参院本会議で採決され、賛成多数で可決された。それによって、ホテル、飲食店など人が多く利用する施設や店舗で、受動喫煙被害の割合がいく分か軽減されることになる。

この改正案は、「喫煙専用室でのみ喫煙を可能」としている。それは、喫煙容認グループである財務省・JT（日本たばこ産業）・2000万

人の喫煙者への最大限の「配慮」であらう。

いくら喫煙専用室を設けても、そこでタバコを吸えばタバコ煙が漏れて出てしまい、受動喫煙被害を及ぼすことは、専門家の実験データから明らかになっている。

「健康増進法」改正は、国の法律に関する事案である。国会議員がその事実を知らないまま採決に臨んだと思われぬのだが、可決された改正法案の内容を見ると、喫煙専用室の実態を知っていたかどうか疑わしくなる。

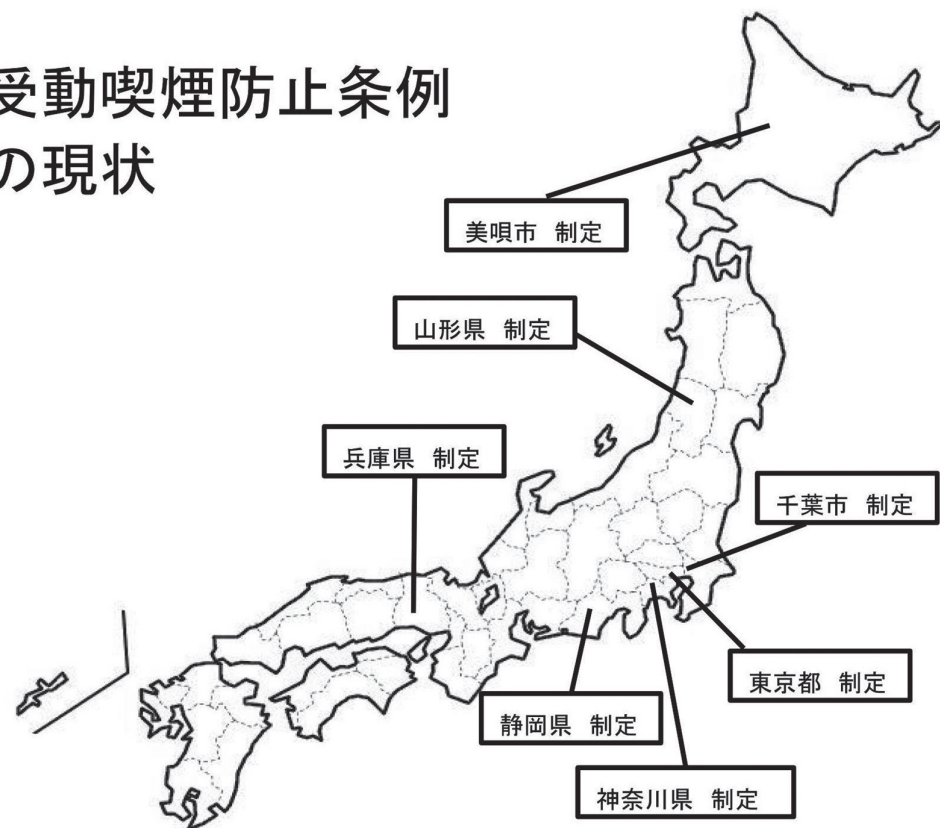
また、法案はすぐに実施されてよ

さそうなものだが、そうではない。2年後の平成32年（2020年）4月1日から、全国で実施されることになった。

この流れは、オリンピック・パラリンピック開催国は「受動喫煙防止対策を」と要請するIOC（国際オリンピック委員会）、WHO（国際保健機関）を意識した帳尻合わせであると言える。

可決した法案に一部抜け落ちがあったとはいえ、過去100年間、最大限に優遇してきた喫煙国民に、身勝手な振る舞いはもう認められません、と勧告するようなものだと言っ

受動喫煙防止条例 の現状



てよい。

今度の法案改正について誤解を招いていることは、「受動喫煙防止対策」が喫煙者にタバコを吸わせないようにするのだ、と思う人がいることだ。そのようなことは、明治時代以来100年以上にわたる喫煙推奨国として、するはずがない。

受動喫煙の被害を受け、年間1万5000人も死亡するので、喫煙者は場を弁え、非喫煙者に害を及ぼさないよう喫煙してくださいというところで、喫煙者の嗜好と権利を奪おうとするものではない。

法案が可決されたことで、これから2年間に起きることは、喫煙専用室設置業者が大わらわになることだ。なにしろ全国のホテル、飲食店、その他の店舗では喫煙専用室が義務付となる。

もちろん、飲食店が自前で設置するのではない。喫煙専用室の設置費は、利用者数と規模によって、20万円から250万円とピンからキリまである。厚生労働省は1台の設置について、最大100万円の補助金を

与えることにしている。そのための費用として総額55億円用意した。なんと気前のいい話だが、その55億円は国民の税金である。実にもったいないと思えるのだが、そこまです当をしなければ「健康増進法」に受動喫煙防止対策が盛り込まれなかったということである。

喫煙にするか、しないかは死活問題だという人たち

受動喫煙防止対策に反対して来た飲食店業界は、個人経営、資本金5000万円以下で客席面積が100平方メートル以下であれば、店頭に「喫煙」と表示すれば、喫煙専用室を設けなくてもよい、ということになって胸をなで降ろしただろう。そのような飲食店が、全体の約55%である。

喫煙表示だけで喫煙できるようにしたのは、「飲食店やたばこ耕作者、販売業者らに影響が出る」と強硬に抵抗した自民党議員らによることである。

普通に考えれば、飲食店で働く従

業員の健康、利用する客の健康を優先するなら、飲食店内も禁煙にしたほうがよいのだが、そうはならない。たばこ耕作者、たばこ販売業者、それに飲食店の売り上げが落ちて生活が成り立たなくなる、という理由で飲食店内は喫煙できることにした。

受動喫煙防止対策がすめば、2000万人の喫煙者が即タバコを吸わなくなることはあり得ない。そんなことになれば、J-Tが無用の長物と化し、2万人からの従業員が路頭に迷うことになる。それに、年間2兆円の国税も、自治体のたばこ税も消えてしまう。自民党の国会議員らの本当の心配は、こちらのほうだったのではないだろうか。

実際のところ、全国の飲食店内を禁煙にしても、喫煙者はタバコを吸うことを止めないはずだ。当人が止めたいと思っても、止められない体になってしまっているからだ。この状態を医学的には「依存症」と言う。ひと昔前のことばで言えば、「中毒」である。

迷惑と思わないおじさん族と喫煙マナーを守る若者たち

38年後の今、喫煙者2000万人の時代になったが、財務省（政府）とJ-Tは、タバコ依存症（国民）をそのままにして、税収と従業員の給与に充て続けている。

2000万人の喫煙者が全て依存症ではないだろうが、始末に負えないことが分かって来た。喫煙者が癌などの病気になることは当然のことだが、喫煙者のタバコ煙を吸わされる喫煙しない人たちが、年間1万5000人も死亡するようになったことである。

女性客が多くなっている居酒屋では、喫煙者は歓迎されない。



この死亡者数の割合は、戦死者数に匹敵する。このままで行くと、10年間で15万人、20年間で30万人になって、広島に落とされた原爆で死亡した人の数を超えてしまう。それでも飲食店など、人が集まる

戦争する前には、タバコ中毒者はいないに等しかった。戦費が足りないばかりに、明治政府は苦心（きんく）して国民にタバコを吸ってもらい、その上ガリを税金として戦費に充てた。日露戦争での勝利の陰には、タバコ税による戦費があった。

昭和20年の敗戦で、「戦争放棄」を憲法に謳（うた）ったことで、本来なら国民にタバコを吸わせる必要がなくなったのである。だが、当時4000万人以上の国民がタバコ依存症になっていたようなものだ。その多くは、戦地から帰還した元兵士たちである。

戦場で命がけの状況にあっても、喫煙は止められなかった。どうせ死ぬのだから、せめてタバコを吸うことくらい楽しませてくれ、ということだったのだろう。

そのタバコ依存症の人らによって、戦後復興資金が調達できたことになった政府は、予期せぬ復興財源になったことだろう。当時の日本人の平均寿命は、60歳になるかならないかであった。喫煙のため命を縮め

場所喫煙させようとする。飲食店を利用する客には、非喫煙者もいる。割合からすれば、喫煙者が多い現状だろう。その大多数は、昔からの喫煙者であるおじさん族である。

若い世代の男女は、場を弁えて飲食中に喫煙を控えることを知っている上、おじさん族と同席したくない。さらに、喫煙を嫌がる女性（同僚）と、そのような飲食店には行きたがらない。

今の飲食店経営者らは、まもなく退職して消えて行くおじさん族に目を向け、近い将来に起きる変化を予想していないようだ。確かに、若い世代にも喫煙者はいらる。だが、口や鼻から煙を出す男性は、未開の人種だと女性から思われては、彼女もできない。好意を寄せる女性の前で、タバコを吸おうとしなくなっている。

若者の喫煙者が年々少なくなっているのは、女性との関係を気にしているからだけではない。勤務先の会社においても、大っぴらな喫煙は労働時間の損失として認めない傾向が

出ている。それに、禁煙できないのは自己管理能力が無く、人間性の欠如だと判断され、管理職に就けないことが勤続年数によらず早々に自覚させられる。

こうした傾向は、ますます顕著になるだろう。彼女もできず、平社員で終えなければならぬことが分かってしまったも、喫煙を続ける若者は、相当の変わり者である。そういうタイプの男性もいるだろうが、多くない。そのことを考えれば、時代とともにおじさん族の引退によって、喫煙者数は減少して行くことが十分に予想される。

受動喫煙防止条例の制定に動き出した自治体

政府が法的に受動喫煙防止対策の強化を決めたことで、全国の自治体を受動喫煙防止条例の取り決めに動きやすくなったことだろう。昨年7月前まで同条例を施行していたのは、神奈川県、兵庫県、美唄市のわずか3地域であった。

むろん、同条例の必要性は地域住

民の健康を考えれば、行政として優先して取り組まなければならないことだと分かっていた。多くの自治体では、そのための調査を進めていたが、重い腰がもう一つ上がらなかった。理由はいくつかあるが、昨年7月の政府の出力によって、あらかた整理されたと見てよさそうだ。

静岡県では、昨年11月に受動喫煙防止条例を制定した。主旨は、「望まない受動喫煙を生じさせることのない環境の整備を促進することによって、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止し、県民の健康寿命の更なる延伸を図るため」としている。

このことは、全国の自治体に共通することである。静岡県が他の道府県に先駆けて制定したのは、かなり以前から同県の医師会や関係者の間で練られて来たことで、制定のタイミングを計っていたところがあった。もう一県、山形県では12月21日の県議会定例会に受動喫煙防止条例案の採決が行なわれ、制定は確実視されている。

同県では、平成26年に「受動喫煙防止県民運動推進会議」を立ち上げている。そして翌年には、「やまがた受動喫煙防止宣言」を制定し、県民運動として受動喫煙防止に取り組んで来た経緯がある。

東北地域では、初の受動喫煙防止条例となる。政府の法案内容より厳格で、県独自の条例を目指していることは、これから条例案骨子を固めようとする自治体では参考になるだろう（本稿執筆が21日以前のため推定）。

千葉市では、12月19日の市議会本会議で全会一致で受動喫煙防止条例案が可決された。従業員がいる飲食店は客席面積にかかわらず、原則屋内禁煙とする罰則付きの条例である。

今年から来年にかけ、受動喫煙防止条例を制定する自治体が続々と出てくることだろう。大阪府のように、すでに議会で審議する直前にある地域もある。

神奈川県が受動喫煙防止条例の実施に踏み切ってから、およそ10年。

飲食店内の喫煙に関する興味深い調査結果

各地で受動喫煙防止症例が制定されることになっても、それで受動喫煙に関わる問題が解消されるということではない。その点で、興味深い意識調査があるので紹介し、本稿を終わることにしたい。

調査は、禁煙補助剤の製造販売を業務とするジョンソン・エンド・ジョンソンによるもので、調査対象は有職男女8000名である。「全面禁煙または完全分煙対策がとられている職場環境」は73%（全面禁煙が52%、分煙が21%）。「職場の全面禁

煙・分煙を希望する」との回答が81%である。受動喫煙の健康への影響について、非喫煙者は63%、喫煙者も38%が健康被害を心配している。建物内や勤務中の全面禁煙について、非喫煙者は66%、喫煙者も25%希望している。

政府、自治体関係者が気にかけて来た飲食店内での受動喫煙に関しても、「お客様は店内での禁煙は望まない」という飲食店業界の調査結果とは異なっている。今後、同防止対策を制定する自治体は、片方の調査結果だけではなく、両方を見比べて判断を下すべきであろう。

（本誌・河田英治）